

期間内に適當なる者を紹介せざる場合に限つて坑主は任意に他の方法によりて補充者を募集し得ることとした。但、十八歳未満の者を雇傭する場合に就ては紹介所への通告を行はざることとしてゐる。

サウス・ヨークシア及ケントの炭坑に於ける労働者の補充に就てはサウス・ウェールズやダラムの炭坑地方の過剰坑夫が迎へられたが、實際には住宅の拂底によつて多數の補充を行ふことができなかつた。しかし坑夫間に於ける愛郷心はかかる轉地を少なからず妨げたと傳へられてゐる。

(三) 産業移轉局(Industrial Transference Board) 嘗ては物質文明の三大要素として鐵及棉花ともに數へられた石炭も今や重油乃至石油の進出によつて多大の脅威を與へられ始めた加之世界に於て最も早くより開拓せられた英國の炭坑はその組織に於て時代に適合を缺くのみでなく、或る炭坑の如きはその施設全く舊式となつて競争力を失ひ廢坑に價するものが少くない。かくして英國炭坑は今や労働者の過剰が切りに痛感されてゐる。炭坑に於けるこの事情は全く工業一般の不振に基因するのみでなく、特定炭坑の產炭不良その他商品としての不適應性に基くものであるから、戰爭その他突發的の事件の發生に基く場合のほか到底採算は立たないものがある。かやうな事情から官廳側の推定によれば炭坑夫にして今や永久にその職を失へる

者二十五萬人に達し、その家族を通算するときは八十萬に達する謂はれてゐる。

程度に多少の差こそあれ、之に類する事情は造船業その他數多の産業に之を發見するであらう。かやうな事情に發生する失業——一産業に於て全然過剰に發生する——に關しては、之を將來比較的好望なる産業乃至は新産業に之を移して吸收せしめ、以て雇傭の調節を計ることが急務となるであらう。

一九二八年一月、政府はサー・ワーレン・フィシャー、サー・ジョン・カッドマン、サー・デーヴィッド・シャックルトンの三氏を以て産業移轉局を組織せしめ「一定の地域又は職業に於て雇傭機會を最早發見する能はざる労働者、殊に炭坑夫の轉職を容易ならしめる」手段を講ぜしめるに至つた。

一九二八年七月、移轉局はその調査報告書を政府に提出した。報告書は衰退地域の慘状を精密に描寫して世間の注意を乞ひ、大規模なる組織的行動による對策を勧告したが、その方法に至つては多く抽象的で曖昧を免れてゐないが報告書は從來の樂觀論や「間に合せ」の政策を難じ「過渡的乃至循環的不況」なる概念は最早維持し得ざる謬論と断じ、過剰人員を「負擔少く、失業にあまり悩まされてゐない地域」へ移住轉職せしめるより他に救濟の方法なきことを明言してゐる。

委員會の見る所では、英國の失業は比較的少數の產業に集中してゐるが、過剩労働者最も多數なる産業は炭坑にして、他に鐵鋼業及造船業にも可成りの過剩者あるべく、更に近き將必織維工業に亦多少の過剩者を生ずるから、恐らく全國の過剩労働者は二十萬人以上に達するであらうと推定してゐる。

炭坑業の過剩労働者に對しては、獨に述べた政府と礦業協會員間の雇傭に関する諒解が何等效果なるべきことを指摘し、

#### (I) 義務教育期間の延長

- (I) 六十歳以上の労働者に年金を給すること
- (II) 衰退地域に新産業を勃興せしめるること

を提案してゐる。

労働力の移轉は要するに労働者の移轉——土地の移轉及轉職——する意思、傭主及労働者が協力して雇傭機會を提供すること、而して必要な場合は労働者の補導を行ひ、又移轉に要する費用を供しなければ成功し得ない。

委員會の報告は一轉して移民に論及して曰ふ。失業者は浮浪者ではなく、純然たる産業労働者にして、從て此種の移出民を受くる國は之を喜ばざるの理由なく、之を受けて幸福を感じざ

るを得ないごし、戰後の英本國人の加奈陀への移出民が減少せるに反し、他國民が之に代る傾向が顯著なる事實を指摘して加奈陀への大衆的移民計畫を提唱してゐる。

政府は産業移轉委員會の報告並に勸告に基いて、國を擧げて雇傭機會の増進を企圖するがため、一九二八年七月、首相の名に於て國內の傭主に依頼狀を發送した。此依頼の文意は、雇傭機會の増進を極力懇願することもに、將來、此機會増進のため必要あらば何時にも協議會を開催し、以て傭主諸氏の意見を開陳せられむことを希望した。

この依頼狀は全國十五萬人の傭主に發送せられた。この依頼狀には雇傭につき傭主がその近接の職業紹介所へ求人者數を通告することを希望せる文意を附記した。職業紹介所は労働者の轉住を助長するため本人並に家族の移轉費用のみでなく、目的地到着後一定期間の生計費をさへ供することを傭主に通告した。

この大規模なる首相の依頼と職業紹介所の努力とが實際上如何なる效果を發したかは未だ明瞭でない。

産業移轉局の勸告は之を徹底せしめるに於ては國家の完全なる雇傭統制によらずしては不可能であらう。今やこの手段への機運は生じ始めてはゐるが、即時にかゝる方法を採用することは、或意味に於ける社會大改革で、少くとも一般傭主の俗耳には達しないであらう。誠や、移

轉局の今日までの成績に就ては見るべきものが少ない。僅かに職業補導と海外移民の奨勵を見るに過ぎない。

衛にも言及したやうに、政府は一九二八年一月及四月にダッドレー並にプリストルに各々青年職業補導所を設置した。この兩補導所は各々二百人を收容するも、内百五十人は坑夫失業者を收容した。又、バーミンガム及ウォールセンドの補導所に於てもサウスウェールズ及グラムより失業坑夫を招いて收容した。彼等は衛に述べた條件のほか、下宿料補助として特に一週間二シリング六ペニスの特別補助を給せられる。彼等は既に述べた條件のほか、下宿料補助として特に一週間二シリング六ペニスの特別補助を給せられる。炭坑夫に對する補導は之により轉職の可能性を増進するのみでなく、補導修了後は補導所々在地を中心として雇傭を求めて定着するときは之により既に過剰人口を包擁せる炭坑地域の人口の調節に資するを得るこの期待に出てゐる。

いま英國の八個の職業紹介所管轄地域に就てその被保險者失業率を比較するときは興味ある事實を發見する。

第五十四表 職業紹介所管轄地域別失業率の比較

職業紹介所 管轄地域別	被保險者失業率		職業紹介所 管轄地域別	被保險者失業率	
	一九二六年 月	一九二八年 月		一九二六年 月	一九二八年 月
ロンドン	七・七	五・三	西 部	一一・二	一〇・八
東 部	一四・二	一三・一	北 部	一〇・九	一〇・〇
中 央	八・二	八・〇	スコットランド	一五・七	一一・一
西 部	九・五	七・四	ウェールズ	一四・四	一九・五
南 部	六・八	四・九	計	一〇・九	一〇・〇

職業紹介所 管轄地域別	被保險者失業率
一九二六年 月	一九二八年 月
東 部	西 部

Davison, op. cit. p. 164.

この表を一瞥して直ちに氣のつくことは、英國に於ては、一般に南部に於て失業率低く、北部に非常に高いことである。即失業の地域的分布は極めて不平均であつて、この事實は、直ちに失業に對する各地方の負擔に大なる差別を生じてくる。失業の地方的分布を均一ならしめることは失業を緩和する理由とはならないが、この分布の差異あるは南部に於ける工業が比較的繁榮なるに基くもので、こゝに労働力の移轉可能性を暗示する。

要するに労働力の移轉は擴張しつゝある産業への移轉、財政的負擔比較的輕易なる地域への移轉及労働者の轉職の三個の方法を包含してゐる。第一の方法は新産業開發の刺戟なる純然たる經濟的諸政策のみでなく完全なる雇傭統制を必要とする。第二の方法は地方租税を低廉ならしめるここで、之は救貧法費用の改善と失業保険制度の擴充によつて期待し得らるべく、第三の方法は既に一部的に試みられてゐる職業補導の組織を一層改善し且つ之を速かに大規模に實施して、之にともに、雇傭統制の實を擧げ得る組織を必要とするであらう。しかし、之等總て

の方法は實際上現代の產業組織に於てはその實施が最も困難とせられるものであるが、產業の移轉、即ち労働力の整理はこの困難を排して敢然邁進するのでなければその實效を確保することはできない。

## 第二節 移 民

一、失業對策としての海外移出民 過剩人口を國外に移住せしめて労働市場の緩和を計ることとは失業對策として最も效果ある方法の一であらう。しかし、事實は移入國に於て、最も労働力の不足を感ずる土地に吸收せられ、多くは土地開墾乃至農業労働者を以てその全部を占めるといふも不可はない。かくして、工業労働より生ぜる失業者を海外に移出するに就ては可成りの障害を生ずる。加之、移出民の吸收は移出國の狀態によつて決せられるのではなくして、移入國の状勢によつて決せられる。

歐洲大戰前三十年の英國の歴史に徵するときは、移出民は英國の好況の時期に最も多數にして、その不況の時期に於て最も少數なることを示してゐる。(註1) 而して、合衆國に於て最近研究せられる所によれば、戰前に於ける米國への移入民の最も多數なる時期は合衆國に於ける雇傭機會最大なる時期に一致してゐる。(註2) この二個の實證的事實は、英米兩國の好況期並

に不況期はその時期を等しくしたといふことを物語る同時に、少くとも過去に於ける経験は少くとも英國は米國を對象とする限りに於ては移出民は失業對策の上に大效を齎らし得ざるものであらうことを暗示するであらう。

(註1) Hobson: *The Export of Capital*, Chap. III.

(註2) Harry Jerome: *Immigration and Business Cycles*.

一八二六年藻洲に設置せられた藻洲開發及移民委員會の調査に從へば、藻洲に於ける移入民の統計より觀察するときは、藻洲の最も不況なるときは、即、藻洲に於ける失業率最も高きときは(例へば一九一一一二年)に於て移入民は最も少く、失業率最も少きときは(例へば一九二一一一二年)に於て移入民は最も多數に達する事實を指摘してゐる。これは明らかにジエロームの結論を裏書するものである。かくして、移出民は英國が奸況にして他の移入國たる合衆國其他の諸國も亦好況なる場合に於て英國の人口調節、從て労働市場の調節の上に多少の効果を齎らすものと謂はなければならない。從て、移民は——少くとも英國に就ては——既被失業對策としての效果は今日の世界不況期に於ては實現の可能性最も少いものと考へなければならない。

以上は専ら人口の移出入に關して國家の何等強制的統制なき移民自由の時代に於ける考察に基くも、後に詳述するやうに、各國、殊に從來の移入民の最大吸收國たりし合衆國の門戸閉鎖

は失業對策としての移民政策に大なる障害を與へる。  
 二、英國の移出民數の變遷 先づ吾人は英國在來の移出民の數量の實際を知るが爲めに失業者ご移出入民數の關係を左に示すであらう。

第五十五表 戰後の英國移出民數ご失業者數

年 次	失業者數	移出民數	移入民數	純移出民數
一九二一	一、六五〇、三七二	一九九、四七七	七一、三六七	一二八、一一〇
一九二二	一、五八一、一一三	一七四、〇九六	六八、〇二六	一〇六、〇七〇
一九二三	一、三三四、〇七一	二五六、二八四	五七、六〇六	一九八、六七八
一九二四	一、一〇二、七九八	一五五、三七四	六四、一一二	九一、二六二
一九二五	一、三三七、八四五	一四〇、五九四	五六、三三五	八四、二五九
一九二六	一、五〇五、七三二	一六六、六〇一	五一、〇六三	一一五、五三八
一九二七	一、一七八、一一七	一五三、五〇五	五五、七一五	九七、七九〇

前出、國際勞働局 Unemployment, 1920-1928, p. 154. に基き補足。

一九一一年乃至一九一三年の移民平均は、移出に於て四十六萬三千九百四十五人、移入に於て二十萬五千五百十四人、而してその各年純移出民數平均は二十五萬七千四百三十人を示する。今之を一九二一年乃至一九二七年の平均ご比較することとは、その移出民數二十一萬二千

四百八十四人、移入民數十三萬七千九百六十八人、各年純移出民數平均七萬四千五百十二人に激減した。勿論歐洲大戰中は政府の移民制限及航海上の不便、國內に於ける賃銀の高騰等種々の特別の事情が存するから、之を除外するも、尙ほ戰前及戰後(一九二一年以後)の比較に於ては純移出民數に於て一年平均十二萬六千四百二十人、即半減に近い成績を示してゐる。

かゝる戰後期に於ける移出民の激減を生ぜる理由如何。吾人はこの問題を考察するにつき、先づ英國の移出民が海外の如何なる國に向つて定住するやを檢して見たい。

第五十六表 到達國別より見たる英國純移出民數

到着 國別	年 別	一九二三	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
英領北米	三七、六七	七一、四三三	三九、〇四九	三〇、六六六	八一、九二七	六六、四六九	五、四三六	四一、一五三	四〇、五九三	三八、三〇	二、六一六	五三、二五七
澳洲及ニュージーランド	毛、三三	元、九八四	三一、四六三	三〇、二六六	八、三七二	一、五四七	一、三〇八	一、九一〇	三、八二四	二、六一六	一、五七	一、五七
英領南アフリカ	五七	八、三八七	八、三七二	八、七二	一、五四七	一、三〇八	一、三〇八	一、九一〇	三、八二四	二、六一六	一、五七	一、五七
其他の英領	三、三三九	五、六三〇	四、六三六	(減八〇)(減八〇)	七八二	一、五四七	一、三〇八	一、九一〇	三、八二四	二、六一六	一、五七	一、五七
計(英領)	一八、六三三	二二、四二六	八四、〇六七	一九、七〇七	二九、三三〇	八五、二八七	七七、八七	一〇〇、三三〇	三、〇三六	三、五三六	一、五七	一、五七
合衆国	三、一五五	四九、七八三	三、七七	二七、六八九	一、八一八	三、二三一	一、八一八	三、五二四	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇

其他の諸外國	一二〇七	四三八	一、一〇四	四六六	二〇三(減)三七	二七一	六〇(減)一九
計(外國)	三、三六二	四、三二	三、八六〇	二、一七三	一、一五三	三、二三四	一、五三八
總計	三四一、九九七	一七一、七四三	二一八、五三八	九、八八三	一九〇、三八三	八、二二一	二四、五二八

一九一三一一七年分は前出 *Nineteenth Abstract 1928*, p. 211. 略後は *Twentieth Abstract, 1931*, p. 198 より筆者算出(減)は來入者超過を示せるもの

右の表を一瞥するときは、戰後に於ける移出民の激減は別ごし、合衆國も英領に於て傾向を全く相反せる事實を發見するであらう。即合衆國への移民は激減するも、英領諸地への増加は全體の移民數減少を可成りに阻止してゐる。これは全く米合衆國の移民制限法も英國の移民獎勵政策の影響にほかならない。いま、合衆國の移民法その他英國の移出民の主要植民地に於ける移入民取扱に關する政策を概述しよう。

三、米合衆國移入民制限法の影響 従來移入民を歓迎せる諸國も歐洲大戰後は俄かにその態度を一變して移入の禁止又は制限を行ふに至つた。かくの如き政策を探るに至つた理由は多々あるも、所謂民族主義乃至國民主義の擡頭に影響せられる所は少くない。それはとにかく、此の種の政策中世界の移出民に最も大なる影響を與へたのは謂ふまでもなく、アメリカ合衆國の移入制限法である。

合衆國は一九二一年及一九二四年の移入民法によつて俄かに移人民の制限を行ふに至つた。之等の法律によれば、合衆國は其の一八九〇年の國勢調査に依り、當時合衆國に居住せる外國人の二パーセントの割合を以つて入國を許可することとし所謂「割合率」を定めた。而して此割合に依れば、合衆國は一年間約十六萬人の移入民の入國を許可するも白色人及び黒人以外の移入民は禁止せられてゐる。これがため合衆國に於ては一九二三年の移入者四十八萬人を超えたが、一九二四年には僅かに十三萬五千人に減じた。

合衆國以外の諸國に於ても又移入民の制限政策を採用せるものもあつたが、英國の關係重大なるは合衆國のほかは英領諸國であつて是等は本國人に對して大なる制限を行ふものではないが、從來英國の植民政策が、諸屬領及植民地を本國の犠牲に供せる態度は本國人の諸屬領及植民地に於ける移入政策に多少の悪影響を與へてゐるやうである。

移出民の本國に與ふる利益は本國に於ける労働市場に於ける労働供給を緩和するのみでなく彼等が植民生活に於て得たる賃銀若くは利潤を貯蓄して本國に送金するにより國際貸借の上に重要な影響を與ふる。合衆國の門戸を制限せられたる英國は移民最も容易なる自國領土にその吸收を求めなければならない。

#### 四、移出民獎勵政策 政府は戰後直ちに移民政策の必要を感じし、移出民增加政策を行

ふがため一九一九年「政府移民委員」(後に「海外植民委員」と改稱)を設置し、植民局を省に昇格せしめた。

一九二二年には海外植民法を定め、本國政府は屬領政府と提携して帝國內植民の奨励につゝめ、渡航費の補助乃至は渡航費全免の方法に依つて移民を奨励し第一回には八萬二千人の移民を送つた。之等は主として加奈陀(二萬六千人)、濠洲(三萬六千人)、ニュージーランド(一萬三千人)に振り向けられた。

一九二六年二月、クレイドン及ブランドンに職業補導所を設置した。この補導所は純粹に海外渡航者を養成するを目的とするものである。之等の補導所は四百人乃至五百人の收容力を有してゐる。この兩補導所は寄宿制度を探り、入所者は、嚮に述べたと同様十九歳以上二十五歳以下(従軍者は二十九歳以下)の者にして獨身にして補導修了後は直ちに海外に渡航すべきことを條件とし、他の諸條件は一般補導の場合と異らない。補導期間中は食費及寄宿費に就ては國費を以て支辨せられ、別に手當として一週五シーリングを給する。補導方法及目的に就ては嚮に述べたやうに、海外に植民として農業に從事する者たらしめんとしてゐる。補導修了者の成績は必ずしも不良ではないが、一層規模を擴張するがため入所者の年齢制限を緩和し一九二七年から三十五歳以下の者と定めたが未だその收容力を充すには至らない。

**五、移出民の效果** 上述せる所から移出民の失業問題に對する影響は充分に察知し得られるであらう。戰後の事情は特に目的地に於ける一般事情によつて移出民は非常に制限せられるのみでなく、移入國に於ても今や農業労働者より自作農乃至小資本を有して土地を買入れて植民する者をより歓迎せんとする傾向が強くなつてきてゐる。かゝる事情は失業を多數に輩出する時期に於ける民政策に大なる影響を及ぼし、種々の獎勵手段を講ずるも移民の數は比較的増加せしむるを得ないから、労働市場に與へるであらう移出民の影響も大なる價值を生ずるであらうとい。

失業保険制度の移民に及ぼす關係に關し労働省が省内に設置した委員會の調査する所によれば、失業保険制度は「他の事情にして等しければ海外生活には最も眩惑を感する年齢の者にもこの保険制度あるがために移出民を減少する」と報告してゐるが、産業移轉局は、移出民を以て失業緩和に最も效果あるものとし一九二八年八千人の移出民を加奈陀に送り、之がため一人當り十五磅の費用をかけてゐるが、輿論の多くはかかる政策の大なる價値を生ずるであらうこそ期待してゐないやうである。

以上は専ら移民中移出民に就て述べたが、來住民は失業に少なからぬ影響を與へるであらう。しかし、英國に於ては外國人の來住に關しては特に顯著なる制限を加へてゐない。

附 英國失業保険調査委員會第一回調査  
報告書に就て

はしがき

英國失業保険財政が一九二一年以來繼續的に危機を叫ばれ、歴代の内閣は或は保険給付率を引下げ、或は掛金を増加し或は給付期間を短縮して保険制度の漏縫にこれ努めたことは吾人があ既に述べた所である。然るに最近數年の世界不況は益々執拗を極め、諸他外國の例に漏れず英國の失業者亦漸増傾向を示してゐる。第二次労働黨内閣は組閣に際し失業問題の根本的公約を行つて以來、失業対策は閣僚間の不一致を生じトーマスの辭職を見て、この公約が果さるゝ時は豫測し得ない状態を示すに至つた。同内閣成立の當時の登録失業率九・六%は爾後多少の起伏を示せるこはいへ大勢は明らかに漸騰傾向を示し、一九三一年五月十八日現在に於ける失業保険被保険者失業率は男子二一・九%、女子一七・九%、平均二〇・八%に達し、一九二九年の同月（但二十七日）に比し平均に於て一割一分一厘、一九三〇年の同月（但二十六日）に比し五分八厘を増加し、一九三一年五月十八日の失業者實數は男子に於て一・九五七・一〇五人、女子六二〇、

ハ一人合計二、五七七、九一六人に達してゐる。斯くて失業保険財政は極度の不安を示し、保険制度に於ける收支の不足は毎週一百萬磅に達するこ傳へられてゐる。

マクドナルド内閣はかくの如き情勢に遭遇し、遂に「失業保険制度の現行規定及運用状況を調査し、該制度の將來の規模及該制度に包括せしめるべき諸規定及保險財政の收支の均衡を保ち獨立し得る方法並に失業者を失業保険制度以外の方法を以て救濟する措置に關する勧告を行はしめるがため一九三〇年十二月之が調査委員會を設置することなつた。委員會は同月九日の勅令によりグレゴリー(Holman Gregory)判事を議長とし以下クレー教授(Henry Clay)、ヒザーリントン博士(H. J. W. Hetherington)、ラッセルズ氏(E. C. P. Lascelles)、トラウンサー氏(H. M. Trouncer)の四名の資本家及學者代表ニアスベリー氏(W. Asbury)及ラックハム夫人(C. D. Rackham)の二名の労働者側代表の六名を以て構成せられた。

委員會は爾來銳意半箇年調査に從事し、一九三一年六月四日遂に中間報告として第一回の報告書(First Report of the Royal Commission on Unemployment Insurance Cmd. 3,872)を提出するに至つた。

委員會の報告書の内容は必ずしも何等の修正なく政府に於て實施に努力するやは確かではないが、從來の例によれば、少くとも委員會の勧告は制度改正上非常に重視せられる。故に吾人

はいまこの報告書の内容を左に摘記し、併せて之に關する勞資の批判を附記して、この報告書の價値を考察する。

尙ほ、この報告書は所謂中間報告書であつて最終的のものでない。最終報告は何れ近き将来發表せられるであらう。又、この第一回報告書は過半數委員の一致起草せし所謂「多數報告」(Majority Report)、少數委員の爲せる「少數報告」(Minority Report)から成り、後者は労働利益代表の二人の報告書である。

### 第一節 多數報告の内容

多數委員は報告書の冒頭に於て、その與へられた調査事項に關し、研究すべき事項は非常に多岐に亘る問題を包含するから先づ第一着手として最も緊急を要すべき制度修正の事項に就てのみ中間的報告を提出すべき必要あることを述べ、且、之がため、制度の基礎的事實に概観を與へてゐる。

多數委員の勧告はその結論に於て給付期間短縮、給付率引下、掛金増率及從來一時的便法として適用せられてゐた所謂「過渡的給付」(Transitional Benefit)に関する二三の規定の修正これである。委員會は失業保険制度の本來の面目を回復し、且、制度の安全確保を計るがためには

從來の制度を根本的に改修する必要があるが、かくのごときは極めて大なる事業であつて容易に計畫し難いから、さし當り應急手段として現在制度の根本に手を觸れず、實行可能性豊かな方法によつて一時的にてもまた幾分にても失業保険制度の不曲を矯正し、且、保險財政の健實なる獨立を企圖せんとする。以下、多數報告書が報告し若くは提唱してゐる諸項及之に關する理由を摘記してみたい。

**一、保險制度運用の實況** 英國の失業者は近年非常に増加してきた。而して保險に於ける被保險者の失業率は過去十箇年平均は一割二分二厘の高率を示し、最近に至つては二割を超えてゐる。かくの如き高率の失業者は最近數年間の世界的不況の結果であつて、この高い失業率は今後數箇月の内に著しく減るものとは考へられない。従つて現在の被保險失業者を水準ごするごときは失業者は常に二百五十萬人を算するものと豫定して制度を確立することが最も急務である。

現在の失業保険及救濟制度では九十萬人の被保險失業者と三十七萬五千人の過渡的給付請求者とを限度として賄ひ得るに過ぎない。これがため一九二九年以來の保險財政の收入はその支出の約半額を支辨し得るに過ぎない状態となつた。いま現在の制度に於て、被保險失業給付請求者を一百七十五萬人とし、過渡的給付請求者を六十萬人と假定するごときは、この制度管理費

給付總額及び從來の國庫よりの借入金に對する利子を合するごときは、年額八千四百萬磅となり、更に國庫のみが負擔する過渡的給付三千五百萬磅を合算するごときは合計實に一億一千九百萬磅なる巨額の支出を要し、之に對して收入は、被保險失業者を二百五十萬人と見積るごときは四千四百五十五萬磅に過ぎないから、その不足額三千九百四十五萬磅はどうしても何等か他の方法で支拂はなければならない。しかも、この不足額には三千九百四十五萬磅といふ過渡的給付の費用は含んでゐない。

勿論、保險基金が國庫より借入金を行ふことは原則上必ずしも排斥すべきではない。けれどもそれには失業基金の基礎が確立してゐて、この借入金が早晚完全に還附し得られることを條件とすべきものである。然し、最近の状勢は確かにこの條件を充し得ないから、寧ろこの際、基金は國庫よりの借入金を断乎として停止しなければ、基金の借入總額は益々膨脹の一途を迎るより外途なきこととなる。

保險基金の確實性を増加し、財政を健實にするため差し當り行ひ得る方法は(I)失業給付期間短縮、(II)掛金の増額、(III)失業給付率の減少、の三者の總て又はその一二により之を實行せざるを得ない。

いま、被保險失業者數を二百五十萬人とし、内一割即二十五萬人は條件を具備せざるにより

給付受領権を失ふ者ごし、過渡的給付は暫く措き、之を失業基金の収入のみを以て支辨するごせば左の孰れかの方法によらなければならぬであらう。

(I)掛金及給付の率を從來のまゝ据ゑ置くときは少くとも給付期間はこれを毎十二箇月につき十週間の割合ごとするか。

(II)給付率及給付期間に關し從來この標準を維持して掛金率を100%増加するか、若くは

(III)給付期間及掛金率に變更を加へざるものごせば、給付率を少くとも五割五分減するか、孰れかである。恐らく右の如き三個の方法は現在の状勢に於ては孰れも實行の可能性に乏しいであらう。

次に、労働省は委員會の要求によつて一九三一年二月「過渡的給付」の受領者に就て詳細なる分析研究を遂けた。この結果によれば、過渡的給付受領者は

(I)特に不況なる産業、即男子に就ては炭坑業從業者、女子に就ては棉工業從業者最も多業に於ける女子に多數之を發見する。

(II)英國南部地方では之を受くる者は比較的少數であるが、西北部(ランカシア)では織維工

業に於ける女子に多數之を發見する。

(III)而して、一九三一年二月の此種給付受領男子の三割七分は年齢五十歳以上、女子の六割

八分五厘は既婚者にして且四割六分二厘は年齢三十歳未滿である。

(IV)一九三一年一月末日の過渡的給付受領者中男子の半數及女子の過半數は保険掛金を行はず、又男子の約四分の三は給付受領開始直前十二箇月間に於ける掛金拂込は八回以下である。

二、給付期間の短縮と掛金の増加 多數委員は以上の根本の方針及調査の結果、先づ給付期間は現在規定を改め二十六週間を以て限度ごすることを勧告し、次で掛金(保険料)を左の如く改訂すべきことを主張してゐる。

### 一、失業保険料率 (一週間)

性別	被保險者種別	現行保険料率			改正提案保険料率		
		傭主	労働者	國庫	計	傭主	労働者
男	男	一一一六五	八・〇	七・〇	二二・五	九・〇	二七・〇
男	一八一一二一	七・〇	七・〇	六・〇	二二・五	九・〇	二四・〇
女	一八未滿	六・〇	七・〇	五・〇	一九・五	八・〇	二一・〇
女	一一一六五	五・〇	六・〇	三・五	一九・五	八・〇	二四・〇
女	一八一一二一	五・〇	六・〇	三・七	一九・五	八・〇	二一・〇
女	一八未滿	四・〇	五・〇	三・五	一九・五	七・〇	二三・五
男	一一一六五	四・〇	四・〇	三・五	一九・五	七・〇	二三・五
男	一八一一二一	四・〇	四・〇	三・五	一九・五	七・〇	二三・五
女	一八未滿	四・〇	四・〇	三・五	一九・五	七・〇	二三・五
女	一一一六五	四・〇	四・〇	三・五	一九・五	七・〇	二三・五
女	一八一一二一	四・〇	四・〇	三・五	一九・五	七・〇	二三・五
女	一八未滿	四・〇	四・〇	三・五	一九・五	七・〇	二三・五

即ち、この勧告によれば成年男子に就ては保険料は從來に比し一週間につき傭主は一

ペニー、労働者は二ペニス、而して國庫は一ペニー半を増徴せられるこことなり、これがため保険基金の收入は一年約九百萬磅を増加するものと推定せられて居る。

傭主側から見ればその雇傭する労働者のための失業保険料はその労働者に對する賃銀と同様に——傭主の生産物を處分し得たるや否やを問はず、又、事業に利潤を生ずるや否やを問はず——之を支拂はなければならない。さればさて失業保険現在の財政事情は傭主の負擔増加を以てせずしては如何ともしがたい。

元來、失業保険率の高低はそれ自體のみを以て考察し得るものでなく必ずや他の社會保險の場合と比較して考へなければならない。且又他の方法によるもの、例へば一般租税によるが如きは却て雇傭の創造を害するが如きとなる。

次に、被保險者即労働者(及使用人)の掛金は、失業の危険率の増加せるここと、及失業保険制度の目的は直接的には被保險者の受益にあるから、多少の掛け金の増加は之を忍ばなければならぬ。尤も之が爲め低賃銀労働者や時間短縮労働者の負擔は可なりに重いであらうが、一九二四年當時行はれてゐた標準の復活として諒承せらるべきであらう。

三、給付率の低下 第二の勧告は失業保険給付率の低下である。いま多數委員の勧告せる給付率を現行の夫れに比較すれば左の如くである。

### 二、失業保険給付率 (一週間)

性別	被保險者種別	現行給付率		改正提案給付率	
		年齢別		年齢別	
男	二十一—六五			一七・〇	一五・〇
	一八、一九、二〇			一四・〇	一五・〇
同	一七一一一八			九・〇	一〇・〇
同	一六一一一七			七・〇	一三・〇
同	二一—六五			五・〇	一〇・〇
女	一八、一九、二〇			一・二・〇	一・二・〇
同	一七一一一八			六・〇	六・〇
同	一六一一一七			七・六	七・六
		五・〇			

現行失業保険法は上表の如き本給付のほか、被保險失業者が扶養する家族に對して家族給付を給與することを定め、被扶養者成年一人(一人に限り)一週間九シリング、子女に就ては各一人につき一週二シリングを給付するものとしてゐるが、勧告は被扶養成年に對する給付を一週間八シリングに低下し、子女に對する率には變更を加へない。

失業保険給付は從來ごとも充分の生活(full maintenance)を保障せんとするものではない。

元來本制度に於ける給付は從來の労働組合の慣行を模倣せるもので失業期間労働者の貯蓄による生活を補給するものであるから自然給付は低率である。勿論、給付率を一層引上けることは願はしきこゝに違ひないが現在の失業保険制度では到底不可能である。

一九二七年任命せられたブラネスバーグ委員會は、失業保険率は被保險者が雇傭を得てゐるこゝ、將來若し失業した場合如何にすべきやにつき心勞せしめるこゝなき程度のものたるこゝは理想的ではあるが、尙ほ給付率が高きに失して却て失業者を不謹慎ならしむるごくこゝなきを要する。從て給付率は如何にしても一般自由労働者の賃銀率以下に定むべきであるこ考へた。

給付率引下の第二の理由は、現行給付率の決定は失業率が今日に比し遙かに低く、且、物價水準の高き時期に定められてゐることである。被保險失業者が妻及二人の子と同棲する一例を見るに、現行制度に依れば、此の失業者の受くる給付は合して一週間三十シリングなるも、多數委員の勧告は之を二十七シリング、即一割を減することとなる。然し、一九二四年當時の規定によればかかる失業者の受くる手當は二十七シリングであり。之を今日の生計費水準から觀察するこゝは二十二シリング八ペソニ相当する。從て多數委員の勧告する二十七シリングごいふ給付率は決して低率に過ぎるものではない。

**四、「過渡的」給付** 失業保険法は一定の掛金を行つたものでなければ失業被保險者に給付を與へないが、失業簇生の事情に鑑みて法律はこの掛金の一定限度を低下して給付を受くる者の條件を輕減し、之を臨時的方法として一定の期間に限つて認めてゐる。「過渡的」給付とはこの方法による給付の謂である。現行法はこの方法を一九三一年十月末迄實施すべきことを定めてゐる。

多數委員はかかる給付、即「過渡的給付」受領者を以て保険制度の本則を棄すものと認めてゐるが、この種失業者に對して如何なる方法を以て救濟すべきかといふ根本の方針は未だ決定してゐないから、取り敢へず、この方法の實施期間を延長すべきことを勧告するこゝもに、尙此種の給付につき多少の制限を加ふべしと主張してゐる。

現行規定による過渡的給付の條件によれば、給付請求直前二年間に於ける掛金八回（即八週間分）以上なるか、若くは過去に於て掛金三十回以上を拂ひたることある者にして、原則として被保險職業に雇傭せられ、且又、この被保險職業に從事することにより自己の生活を立つる者たることを定めてゐる。

多數委員は、過渡的給付の率は前述せる普通給付率に従つて之を定め、且、條件として過去に於て被保險失業者が失業保険加入の日よりその失業の日までの間に三十回又は以上の保険料

を拂込みたるものごせず、失業直前六年間に於て三十回以上の保険料を拂込みたるものに限り給付を與ふべしと主張してゐる。この勧告は、從來の規定は既に長く産業生活を離れたるものをおも救濟する弊を生ずるといふのである。更に委員は過渡的給付受領の第一の條件として、相當の労働條件にして、且つ自己の能力に適應せる労働(從來經驗ある労働と否とを問はず)たるに拘はらず、その紹介を受けたる場合之を拒絶せる者は給付を與へざることとすべきとしてゐる。

最後に多數委員は、過渡的給付受領者の資格を嚴選して公平を期するがため、特殊の労働者に就ては給付以外の生活資源の状態を充分考慮し、眞に必要な程度に限り過渡的給付を與ふべきと勧告してゐる。多數委員の所謂特殊の労働者は十八歳以上二十一歳未満の者及成年獨身者、扶養すべき子を有せざる寡婦及課夫にして兩親又は親戚の家に同棲する者をいひ、之等に就てはその境遇を充分調査の上過渡的給付の許可を決定すべく、又、雇傭せられてゐる夫を有する既婚婦人に就てはその夫の所得を調査し、労働者賠償給與若くは年金(戰時不具年金は除外)又は一定の收入あるもの(貯蓄よりの收入は除く)に就ては之等の收入を調査し、眞に給付を要するものに就てのみ過渡的給付を認むべきものと勧告してゐる。

### 五、特殊労働者の取扱

(1) 間歇的労働者 間歇的労働に從事する被保險者に就ては從來往々失業保険制度が濫用せられてゐる傾向があるから、之に就ては從來の制度を改めて保険失費の輕減を計る要がある。之に關して多數委員は此種被保險者の給付には左の條件を勵行すべきものと勧告してゐる。

(I) 通常一週間に於いて二日又は以下の労働を行ふに過ぎない者にして該週内の労働せざる其の他の日に正規の被保險職業に平常從事するものなることを官憲に立證し得ないものは失業保険法上之を失業者と認めず、且此種の者は保険制度の適用を除外すること。

(II) 不規則的労働に從事する者(Casual workers)及短時間労働者(Short-time workers)にして高率の賃銀所得ある者は特定の給付を受くるものと定めるところ。(後述参照)

(ロ) 短時間労働者 短時間労働者の失業給付に就ては、現在と同様の待期を定め、繼續六日間中三日以上失業の場合に失業給付を給することとするも、給付の最高限度はその失業日数に相當する給付總額より、雇傭により收得せる額の二分の一を控除せる額を定むべきと勧告してゐる。

通常の場合賃銀所得は一週間を基礎として計算するも隔週交替による短時間労働者に就ては二週間を基礎として計算するものとする。

短時間労働者の賃銀所得に就ては一九二〇年の失業保険法第七條第二項(a)の規定——補助的

職業よりの收入は之を算入しない——を改正することには短時間労働者は實際に收得賃銀少き場合にのみ給付を受け、從て特に高き賃銀を受けるものへの給付濫用を制限し、從て給付は充分の効果を生ずる一方受給者の不當の收入を制し、以て再雇傭の希望を鈍らしめるが如き弊を生じない。

(ハ) 既婚婦人 既婚婦人にして失業給付を受けんとする被保險者は左の事項を官憲に立證すべきものと規定を修正すべきである。

(I) 被保險雇傭を見限りたることなきこと。

(II) 該被保險者居住地域の工業状態及該被保險者の工業的雇傭に於ける経験を參照し、その居住地域に於て被保險職業に從事し得るものとの合理的確信あること。

(ニ) 季節労働者 季節的労働者に就ては左の事項を審判所(Court of Referees)に立證せる場合に於てのみ失業給付を與ふべしと勧告してゐる。

(I) 季節以外の時期に於て何等か被保險職業に相當期間雇傭せられしこあること。

(II) 該保險者の居住地域の工業事情を考慮し、その地域に於て季節外時期に被保險職業に雇傭さるゝ相當の見込あること。

#### 六、勧告の財政的效果 以上述べた所は多數委員の勧告中の主要事項であるが、之等の

改正により失業保險財政は果して豫期せられるやうに「健實且獨立的」なし得るであらうか。吾人はこの點に關して多數委員自ら述べてゐる所を聽くこととしたい。

多數委員は先づ失業者數の平常水準を二百五十萬人として計算したが、この巨大なる失業軍のための失業保險制度を一層適切有效にし、且、保險財政の眞の健實を期待するがためには全制度を根本的に變改する要あるを認めてゐることは嚮に一言した所であるが、多數委員は上述の如き應急的改革を以てしても又幾多の變則を是正し、制度を一般經濟狀態に適合せしめるに鮮少ならざる效果あることを自認してゐる。

多數委員の勧告を採用するも失業保險基金は七百六十五萬磅の不足を告げて之を國庫から借入れることとするが、この毎年の不足額には從來の基金の借入總額に對して支拂ふべき利子四百五十萬磅を含んでゐるから、多數委員の應急的改革の手段はかかる基金の不足を全然消滅せしめるここはできないが、毎年の不足額を非常に縮め得る。

多數委員の見る所では、委員の第一の勧告たる失業給付期間の短縮に基く節約年額は一年九百十萬磅、而して給付率の一般的引下による節約は年額八百七十萬磅、更に間歇的労働其他に對する受給條件を厳格にする結果生ずる節約年額は五百萬磅である。

以上は普通給付の場合に於ける節約であるが、國庫のみが負擔する過渡的給付に就て見れば

給付率の引下、受領資格制限の結果差引約一百萬磅を毎年節約し得ることとなる。而して既に述べたやうに、一面に於ては掛金の引上が企圖せられ、これが爲め保険基金はその收入を増加することとなる。いま現在の財政を、多數委員勧告に基く豫想に比較すれば左の如くなる。

### 三、失業基金支出額

現在支出年額(支拂利子四百五十萬磅及保險制度處理費五百萬磅を含む)  
八四、〇〇〇、〇〇〇磅  
九、一〇〇、〇〇〇  
八、七〇〇、〇〇〇  
五、〇〇〇、〇〇〇  
六一、二〇〇、〇〇〇  
過渡的給付  
差引勸告採用の場合の支出年額  
間歇的労働者等の受給條件改正による減少  
給付率引下による減少  
給付期間短縮による減少

員の勧告を採用せるときは爾後支出年額は九千五百萬磅となり一年二千四百萬磅の節約を生ずるこゝなる。而して此節約額中一千二百四十萬磅は給付率の低下により、又、一千一百四十萬磅は其他の規定及方法變更より生ずべきものである。

次にかかる支出を行ふべき財源に就て見るに左の如くである。

## 四、失業保險財源 (單位一百萬磅)

國庫	現行
一四・八五	一五・六五
一三・六五	一五・六五
○・四〇	一三・六五
四四・五五	五三・五五
三九・四五	七・六五
八四・〇〇	六一・二〇
三五・〇〇	三四・〇〇
一一九・〇〇	九五・二〇
過渡的給付支出額(國庫負擔)	借入金による補充額
以上支出總計	支 出 計
要するに現状に於ては國家は之等の制度の爲めその歳入を以てする部分は四千九百八十五萬磅となり、國家以外の負擔者は現在二千九百七十萬磅の支出が三千五百七十萬磅に増加するが、他面に於て保険財政のための現在の借入年	其 他
勞 動 者	備 備
主 席	國

額三千九百四十五萬磅は一躍七百六十五萬磅（これは從來の借入金に對する支拂利子四百五十萬磅を含む）に激減する勘定となる。

## 第二節 少數報告の内容

少數報告は擧に述べたやうに労働側の利益を代表せる二委員の共同報告である。少數委員は多數報告の極めて一部分に賛成する外、大體に於て多數報告に反対を表明してゐる。而して少數委員は全制度を一貫して研究を終了し最終的報告書を提出する場合改正すべき點あらば茲に始めて提案すべきものごし、又、多數委員は保険財政の收支の均衡を以て現在の重要な問題ごせる點に賛意を表しない。

少數委員の見る所によれば、先づ第一に心掛くべきことは少くとも今日失業者が得てゐる生活水準を低下せしめざるやう努めるべきで、經濟的不況の困苦を最も痛感せるはかかる失業者であるから彼等により以上の負擔を課するは不當であるといふ。

少數委員は雇主及労働者の掛金の増加に反対し、保険財政の不均衡は之を一般租税に訴へて之を矯正すべきものであると主張してゐる。而して、給付率の引下は失業者の困苦を一層増加するのみでなく、却つて他の社會施設の費用を増加する結果を招くに過ぎないものと考へてゐる

る。

更に少數委員は臨時労働や短時間労働に對する多數報告の勧告を以て此種労働者に關する特殊の困難なる問題を解決せんとするものではあるが、それは單に賃銀特に高き労働者の給付率を減少するといふに過ぎず、之によつて低賃銀労働者に何等顧慮を拂つてゐないとして多數報告書を駁し、又、多數報告書は全然新たなる原則を確立せんとするものであるから、かくの如きは現行制度を根本的に變更するによつて始めて一貫し得て實行し得ることである。現在の如き臨時的、應急的方法として之を中間報告に提案することは不適當であると指摘してゐる。

只、少數委員中アスペリー氏は間歇的労働者及季節的労働者及既婚婦人に關する多數委員の勧告には全然同意を表明したが、この現行の規定は失業保険制度の濫用最も甚だしきものと一般に認められてゐる所である。而してラックハム夫人はアスペリー氏と異り既婚婦人に關する事項に關しては多數報告に反対を唱へてゐる。

## 第三節 失業委員會報告と輿論

マンチエスター・ガーデアン紙（一九三一・六・五）によれば、労働者側に於て多數報告書に關し強烈なる反対の聲を生じたことが傳へられてゐるが、それは怪しむに足りない。獨立労働黨の代

議士團は委員會報告書の發表のあつた日會合を行つて多數報告に對する反對を決議し、政府が多數報告を採用して法律及規則の修正を提案する場合は之が反對運動を行ふことを申合せた。  
トレイドユニオン・カンパニー  
労働組合協議會の書記長ショーライン氏も亦給付を低下せんとする多數報告には全然反対の意を述べ、必要ある場合には示威運動、會合其他あらゆる方法で反対運動を組織するといきまいを述べる。資本家乃至僱主側の意見に就ては之を知る資料を缺くも、掛金増率を含む多數報告書に少くとも無條件に賛意を表するであらうことは豫期し得られない。

雜誌「エコノミスト」は（一九三一年六月六日號一二〇三頁以下）「國家と失業者」なる一文に於て、

比較的穏健なる意見を發表してゐる。

「之等の勧告は直ちに國內政治の重要な問題となるであらう。けれども經濟的不況に際會してゐる政府は如何にしても多數者報告に聽く所多からざるを得ない。合衆國では好況を傳へられるながらも賃銀を思ひ切つて切り下けてゐるが、これは單に合衆國のみでなく、澳洲でも行はれ、歐洲、特に獨逸や澳大利でも盛んに行はれてゐるのであるから、英國の政府もこの際英國の公財政に與へてゐる脅威を除かんとする提案は、之を容れて比較的穏健な程度の變更を加へることには止むを得ないこことであらう。

「さはいへ、報告書が政治上困難な問題を起すことは豫期し得られる。僱主側は保険に関する

負擔の増加は競争最も激甚を極めてゐる今日に於て非常なハンデキャップを與へるものとして猛烈に反対するであらう。それは理由なきこことではない。然し、僱主の負擔を増加せずして労働者のそれのみを増加せしめるこことはできることではない。若し之等兩者が負擔増加を拒めば結局は一般租税に訴へざるを得ないこことなり、從來の過重を一層激化せしめることなる。

「一週間數日間のみ労働し得るに過ぎないが高い賃銀の所得を得てゐる者の給付を減少することには直接關係者の反対を買ふであらうが、この提案は既婚婦人に關するそれごとに相當輿論の承認を得ることには明らかであらう。

「或種の労働者に關して給付受領の條件を一層厳格にせんとする勧告は失業保険と其以後の失業救濟との區別を明瞭にせるもので吾人は政府がこの勧告を採用せんことを熱心に希望する。

「給付率は低下せられても生計費から見れば一九二四年當時の給付標準に比し却て實質的に増加してゐるが、労働者は生計費中多大の部分を占めてゐる家賃が低下してゐないこいふ理由でかやうな見方に反対する。

「然しこもかく、スノーデンの言葉ではないが總ての者は此際或程度の犠牲を忍ばなければならぬ。此際失職せるものゝ生活向上は到底考ふべきこことではない。」（昭六・八・九稿）

發行所

東京市芝區六號地

電話東京一五三七三〇一四

會

協

調

所張出町鈎社會式株刷印京東

印刷者

東京市芝區六號地

長岡保太郎

編輯者兼

東京市芝區六號地

濱野英太郎

昭和六年十月五日印  
昭和六年十月廿日再發行

定價金五十錢

版行刷

財團法人協調會內

# 目書行刊會調協

各國勞動組合運動史  
獨逸勞動組合運動史  
消費組合論  
工業保健及能率  
勞資協調の諸方法  
各國勞動賃金統計  
各國勞動賃金統計  
勞動の機能  
於我國に團體交渉及團體協約  
昭和六年  
増補  
英國產業平和維持策  
一九三五年英國炭坑爭議の意義  
一九三六年英國炭坑爭議の經過  
各國勞動組合無產政黨統計

送拾送貳送貳送貳送貳壹送五送壹送壹送四送貳送貳送參送貳送貳送貳  
料料料料料料六拾拾五拾五四拾拾八拾八拾八拾八拾八拾八拾八拾八  
二二二二四拾五拾五四拾八拾八拾八拾八拾八拾八拾八拾八拾八拾八  
錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢圓錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢圓錢圓錢圓錢圓

各國労働組合規約要項集  
新しき産業指導精神  
英國に於ける労資協調機關  
一九二五年各國労働界の情勢  
一九二六年各國労働界の情勢  
一九二七年各國労働界の情勢  
一九二八年海外労働年鑑  
昭和五年海外労働年鑑  
昭和六年海外労働年鑑  
各國の社會政策  
産業合理化と社會政策  
英米獨佛の雇主組合  
英國産業の合理化問題  
從業員株式購入制度  
最近の社會運動

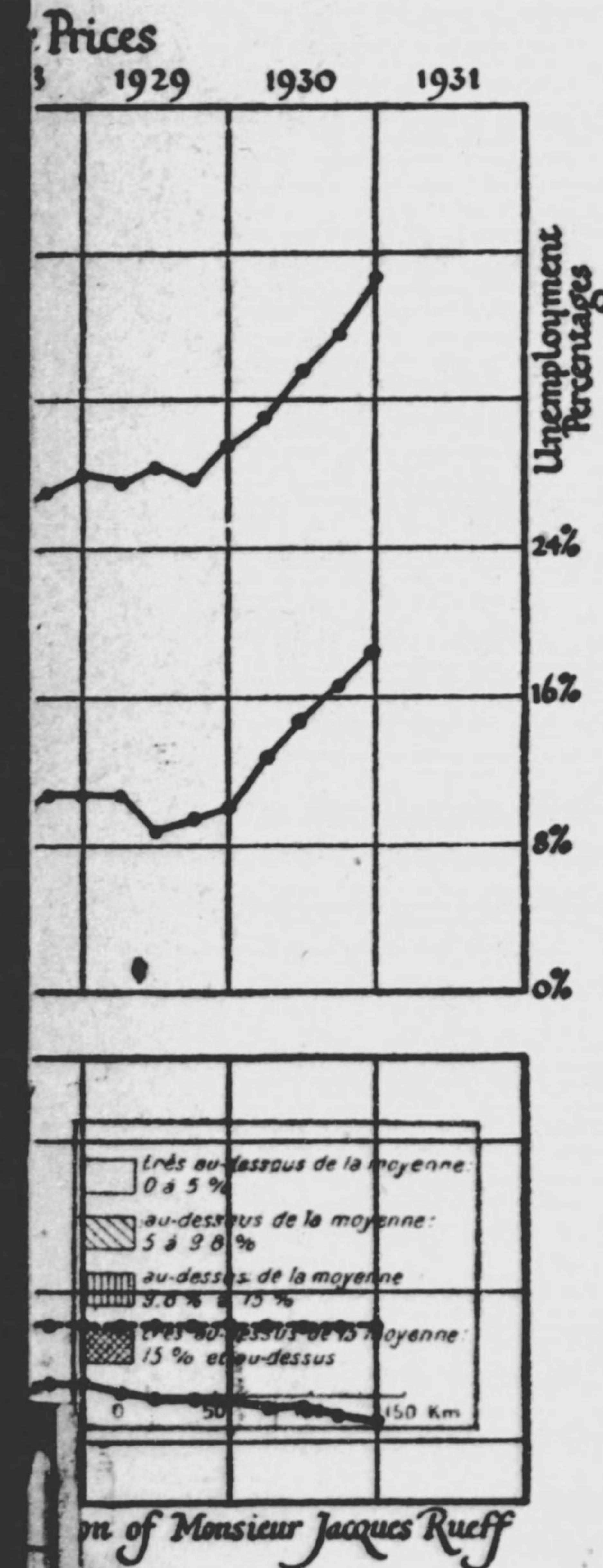
送拾送七送八送五送貳送壹送壹送壹送壹送壹送壹送拾送五送拾  
料料料料圓料圓料圓料圓料料料料料  
六貳六拾六拾四拾四拾廿五拾五拾五拾九八八二四拾二  
拾  
錢圓錢圓錢圓錢圓錢圓錢圓錢圓錢圓錢圓錢圓錢圓錢圓

WAR DEPARTMENT

---

---

OFFICIAL BUSINESS



¥. 50

### 測法のフュリ

貨銀對卸賣物價の比率を失業率と比較し英國戰後の失業者激増の原因をば高貨銀に歸せしめた Jacques Rueff の研究は、最近労働組合と失業保険制度を攻撃する材料となつた結果英國上下に著しいセンセーションを惹起し延いては政變の一大動因ともなつた。左表は所謂『リュフ法則』の波線を示すもので、地圖は英國各地別の失業率を示し即ち白地五%以下、縱線五一九・八%、斜線九・七一一五%、網線一五%以上の地域である。